

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 ～ 50 年
車両運搬具	3 ～ 6 年
工具器具備品	3 ～ 15 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 業務損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員(委任型の執行役員を含む)の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により、それぞれ発生の事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

建設コンサルタント業務に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる業務については、業務進行基準(業務の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の業務については、業務完成基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. のれんの償却に関する事項
のれんは、20年以内でその効果の発現する期間(10年)にわたって均等償却しております。
7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。